

横田基地における演習の実施等について（口頭要請）

令和 8 年 1 0 月 7 日（水）に防衛省北関東防衛局から「令和 8 年 1 0 月 1 4 日（水）から同年 1 0 月 2 4 日（土）までの横田基地における演習の実施等について、2 4 時間体制で行い、通常の飛行運用時間内での航空機の運用や P A S を使用する場合がある。P A S については音声およびサイレンを含め、定期的に使用する予定がある。このほか、煙幕については適宜使用する予定があり、ゲート閉鎖は最小限に留めて実施される」との情報提供がありました。

従前より、当市からは、土曜日、日曜日、日本の祝日等において、航空機の飛行等による騒音を発生させないことや、通常の運用時間帯以外での訓練を極力実施しないよう求めてきました。

夜間早朝における航空機の運用や P A S の使用による騒音は、健康被害や不安の増大につながるとともに、市民の睡眠等を妨げるなど、その影響は非常に大きなものです。

こうした市民の生活環境への影響を踏まえ、次のとおり要請します。

- 1 当該期間には、土曜日、日曜日が含まれていることから、騒音の発生について特に配慮すること。
- 2 本市上空での低空・旋回飛行訓練は行わないこと。
- 3 夜間早朝に航空機の運用や P A S の使用を行わないこと。
- 4 通常の運用時間帯以外での訓練を極力実施しないこと。
- 5 使用する航空機においては、安全対策の徹底を図り運用すること。
- 6 基地の外に影響を及ぼさないよう、安全対策の徹底を図ること。
- 7 市民への不安軽減を図るため、特に、通常の運用時間帯以外で実施される騒音を伴う訓練については、その詳細な日時等について情報提供を行うこと。
- 8 ゲート閉鎖に伴う周辺道路への混雑等の影響が出ないように、

努めること。

令和 8 年 1 0 月 1 3 日

在日米軍横田基地第 3 7 4 空輸航空団司令官

ダニエル E. メンドーザ大佐 殿

青梅市長 大勢待 利 明

横田基地における演習の実施等について（口頭要請）

令和 8 年 1 0 月 7 日（水）に防衛省北関東防衛局から「令和 8 年 1 0 月 1 4 日（水）から同年 1 0 月 2 4 日（土）までの横田基地における演習の実施等について、2 4 時間体制で行い、通常の飛行運用時間内での航空機の運用や P A S を使用する場合がある。P A S については音声およびサイレンを含め、定期的に使用する予定がある。このほか、煙幕については適宜使用する予定があり、ゲート閉鎖は最小限に留めて実施される」との情報提供がありました。

従前より、当市からは、土曜日、日曜日、日本の祝日等において、航空機の飛行等による騒音を発生させないことや、通常の運用時間帯以外での訓練を極力実施しないよう求めてきました。

夜間早朝における航空機の運用や P A S の使用による騒音は、健康被害や不安の増大につながるとともに、市民の睡眠等を妨げるなど、その影響は非常に大きなものです。

貴職におかれましては、こうした市民の生活環境への影響を踏まえ、次の事項について、米軍に申し入れを行うよう要請します。

- 1 当該期間には、土曜日、日曜日が含まれていることから、騒音の発生について特に配慮すること。
- 2 本市上空での低空・旋回飛行訓練は行わないこと。
- 3 夜間早朝に航空機の運用や P A S の使用を行わないこと。
- 4 通常の運用時間帯以外での訓練を極力実施しないこと。
- 5 使用する航空機においては、安全対策の徹底を図り運用すること。
- 6 基地の外に影響を及ぼさないよう、安全対策の徹底を図ること。
- 7 市民への不安軽減を図るため、特に、通常の運用時間帯以外で実施される騒音を伴う訓練については、その詳細な日時等について情報提供を行うこと。
- 8 ゲート閉鎖に伴う周辺道路への混雑等の影響が出ないように、

努めること。

令和 8 年 1 0 月 1 3 日

北 関 東 防 衛 局 長 池 田 眞 人 殿

青 梅 市 長 大 勢 待 利 明

横田基地における演習の実施等について（口頭要請）

令和 8 年 1 0 月 7 日（水）に防衛省北関東防衛局から「令和 8 年 1 0 月 1 4 日（水）から同年 1 0 月 2 4 日（土）までの横田基地における演習の実施等について、2 4 時間体制で行い、通常の飛行運用時間内での航空機の運用や P A S を使用する場合がある。P A S については音声およびサイレンを含め、定期的に使用する予定がある。このほか、煙幕については適宜使用する予定があり、ゲート閉鎖は最小限に留めて実施される」との情報提供がありました。

従前より、当市からは、土曜日、日曜日、日本の祝日等において、航空機の飛行等による騒音を発生させないことや、通常の運用時間帯以外での訓練を極力実施しないよう求めてきました。

夜間早朝における航空機の運用や P A S の使用による騒音は、健康被害や不安の増大につながるとともに、市民の睡眠等を妨げるなど、その影響は非常に大きなものです。

貴職におかれましては、こうした市民の生活環境への影響を踏まえ、次の事項について、米軍に申し入れを行うよう要請します。

- 1 当該期間には、土曜日、日曜日が含まれていることから、騒音の発生について特に配慮すること。
- 2 本市上空での低空・旋回飛行訓練は行わないこと。
- 3 夜間早朝に航空機の運用や P A S の使用を行わないこと。
- 4 通常の運用時間帯以外での訓練を極力実施しないこと。
- 5 使用する航空機においては、安全対策の徹底を図り運用すること。
- 6 基地の外に影響を及ぼさないよう、安全対策の徹底を図ること。
- 7 市民への不安軽減を図るため、特に、通常の運用時間帯以外で実施される騒音を伴う訓練については、その詳細な日時等について情報提供を行うこと。
- 8 ゲート閉鎖に伴う周辺道路への混雑等の影響が出ないように、

努めること。

令和 8 年 1 0 月 1 3 日

横田防衛事務所長 佐々木 輝男 殿

青梅市長 大勢待 利 明